

## コンプライアンス

**基本的な考え方** トヨタは基本理念の中で「内外の法およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、国際社会から信頼される企業市民を目指す」としており、この理念を実践することがトヨタに期待された社会的責任を果たすことであり、コンプライアンスの確立につながるものと考えています。トヨタは内部統制の基本方針に基づき、行動指針の策定・定着化などの「仕組みづくり」と、教育などによる「人材育成」を柱として、取り組みを進めています。また、相談窓口の設置により、問題に見落としがないよう、きめ細かく対応しています。

こうした「トヨタ基本理念」を実践し、社会的責任を果たすため、トヨタで働く人々の基本的な心構えをまとめ、具体的な留意点を示したものが「トヨタ行動指針」（1998年策定、2006年3月改訂）です。実際の会社生活・社会生活の中で、従業員が「トヨタ行動指針」の内容を実践できるよう当該冊子を全従業員に配付しています。

トヨタ行動指針 [Web https://www.toyota.co.jp/jpn/company/vision/code\\_of\\_conduct/](https://www.toyota.co.jp/jpn/company/vision/code_of_conduct/)

### 推進体制・仕組み

トヨタでは、「サステナビリティ会議」において、ステークホルダーからの期待やさまざまな社会課題への対応を議論しており、この中でコーポレートガバナンスやコンプライアンスの遵守についても審議しています。

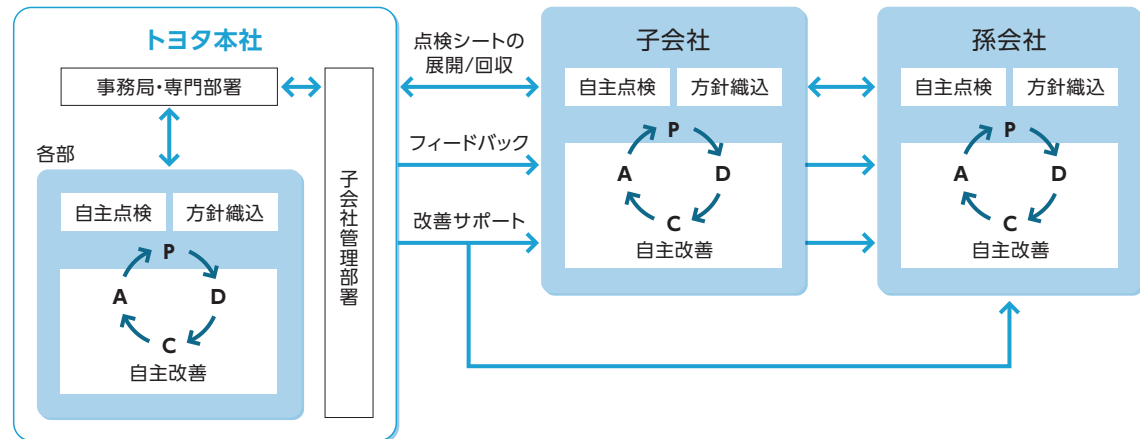
#### 推進体制



### コンプライアンス強化のための点検活動

2008年度に、国内外の子会社も含めたコンプライアンス体制の強化に向け、点検活動を始めました。2009年度からは、社内点検に加え、国内外の子会社での点検活動も開始。毎年改善を加えながら活動を継続しています。活動結果はサステナビリティ会議などで報告され、点検結果をもとに改善を進めています。なお、改善項目を年度の取り組み方針に織り込むことなどにより、一過性でない継続的な取り組みへとつなげています。また、子会社からのヒアリングなどを通じて実情を把握し、適切なサポートを実施しています。

#### 活動図



## コンプライアンスの徹底

経営トップから従業員一人ひとりにコンプライアンスを浸透させるため、役員、管理職、新入社員などへの教育や全社eラーニングを展開しています。

労働法、独占禁止法、下請法といった典型的な法律分野以外にも、贈収賄防止、個人情報保護、PL法などもテーマに加えたセミナーを実施しています。2017年度の受講者総数は約1,000人でした。

また、社内各部からのニーズに応じ、さまざまな分野について各部を訪問して講義を行う「出前セミナー」も実施しています。

### 過去の主な教育テーマ

- |           |             |         |          |
|-----------|-------------|---------|----------|
| ・契約       | ・労務         | ・贈収賄防止  | ・個人情報保護法 |
| ・景品表示法    | ・独占禁止法      | ・輸出取引管理 | ・税務      |
| ・知的財産（商標） | ・インサイダー取引規制 | ・下請法    | ・安全衛生    |
| ・機密管理     | ・PL法        | ・著作権    | など       |

## 贈収賄防止への取り組み

グローバルなビジネス拡大や社会的要請の高まりを受け、贈収賄防止の徹底に向け、2012年に「贈収賄防止に関するガイドライン」を策定しました。社内での教育・研修などを通じた意識向上・浸透活動に加え、ビジネスパートナーにも周知を図ることで贈収賄に対する一層の防止体制強化、未然防止に取り組んでいます。

また、2013年より点検活動に贈収賄防止を織り込み、子会社を含む贈収賄防止体制の強化に向けて改善活動を進めています。

贈収賄防止に関するガイドライン（ビジネスパートナー用）

[Web https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/society/partners/pdf/anti-bribery.pdf](https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/society/partners/pdf/anti-bribery.pdf)

## 企業倫理相談窓口

従業員のさまざまな悩み・苦情・疑問に対しては、それぞれに対応した窓口で迅速かつ公正に対処しています。

コンプライアンス上の疑問を相談できる「企業倫理相談窓口」は、社外の弁護士事務所（委託）に設置。相談内容は、希望に応じて匿名で社内事務局に連絡され、相談者が特定され不安を感じたりすることがないように細心の注意を払い、事実関係を調査し、問題が確認された場合は直ちに問題対処に当たります。また、実際に問題が確認された案件については、事実確認の上、就業規則などの社内規則にのっとり適切な措置をとりました。

### 企業倫理相談窓口への相談内容と件数（日本）

